

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程を公布する。
令和元年 9 月 12 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第 4 号

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団運営協議会規程（平成 23 年大阪広域水道企業団管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(専門部会)	(専門部会)
第 9 条 (略)	第 9 条 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>(4) 運営方針等検討部会</u>	
2 (略)	2 (略)
3 専門部会は、次に掲げる者で組織する。 <u>ただし、第 1 項第 4 号の運営方針等検討部会については、別に定める。</u>	3 専門部会は、次に掲げる者で組織する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
4 (略)	4 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。